

岡山市生物多様性地域戦略

市域内の生物多様性の保全と持続可能な利用
に関する基本的な計画

策定根拠：生物多様性基本法第13条

現行計画：H28 ▶ R7

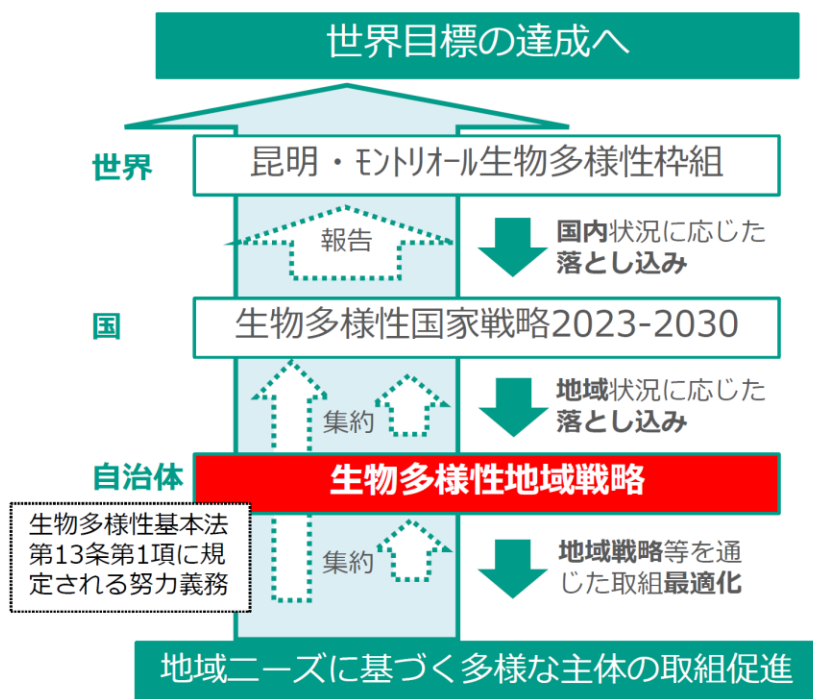
次期計画： R8 ▶ R17



02 | 生物多様性“国家戦略”と“地域戦略”の位置付け

地域の実情や社会条件を踏まえた**独自性のある地域戦略**に基づき、**世界～国～地域まで整合・一貫した取組**が重要。

→地方公共団体や民間企業・団体の役割は大きい。

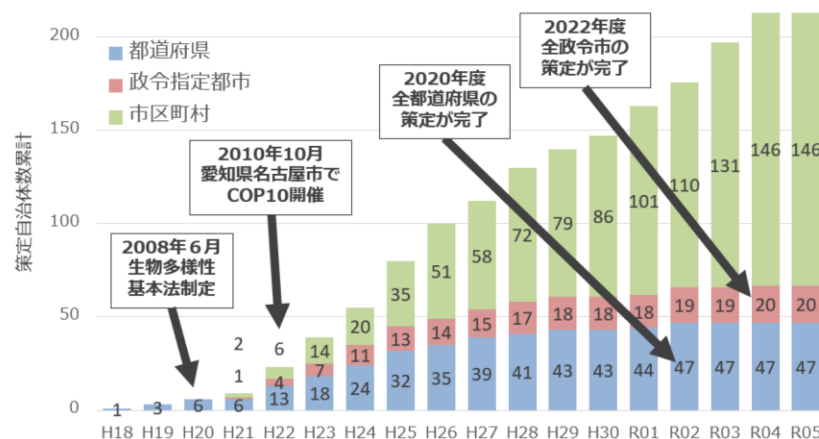


地域戦略策定自治体数：全213自治体

✓47都道府県（100%）（令和5年5月時点）

✓20政令指定都市（100%）

✓146市区町村*（約8%）*政令指定都市除く



- 環境基本計画や緑の基本計画との統合的な策定事例も増加
- 複数の市町村が共同して策定する事例も見られる（現在4例）

注：戦略策定の手引き研修資料（令和5年、環境省）から抜粋

03 | 生物多様性地域戦略がめざすべき3つの方向性

① 自然を使って地域を元気に。地域課題を解決する。

- **地域固有のストーリー**に沿って、その多様な自然を持続的に活用していくことで、地域振興や過疎化、鳥獣害といった**地域課題を解決**しながら、活気ある地域づくりを図っていく。
- 森林や藻場などは、**炭素固定**を通して**気候変動の緩和**に貢献。遊水地や湿地による豪雨災害の減災、海岸林等による高潮・津波被害の減災など（**Eco-DRR**）、自然が有する機能を最大限に活用して、**気候変動がもたらす地域の課題解決**を図っていくことも可能。



04 | 生物多様性地域戦略がめざすべき3つの方向性

② 地域の活力で自然を守り育てる。

- 地域の生活や文化を様々な側面から支えている自然は、決して**誰かが勝手に守ってくれるものではない**。自分たちが自然とのつながりを意識して、**育てながら守り続け**、将来の世代へと引き継いでいく必要がある。



- **目標設定や計画段階から地域が主体性をもって関わり**、たとえ失敗したとしても、**試行錯誤のプロセスをも楽しみながら**、地域の自然を育み、地域づくりを進めていくことで、結果的に地域の自然への**愛着や**それを守っていく**意識につながる**。

05 | 生物多様性地域戦略がめざすべき3つの方向性

③ 多くの取組や主体を巻き込む。

- 自然の恵みは、農林水産業、観光、歴史・文化、教育、気候変動、防災・減災、資源循環などの多分野と相互に関係。**分野を横断した連携体制**を構築し、多くの関係者が様々な切り口で生物多様性とのつながりを考え、取り扱う必要がある。
- 限られた人だけでこれまでの自然保護を行うのではなく、キーワードは、「**敷居を低く、門戸を広く**」、関係者の「**裾野を広げていく**」こと。



06 | 策定スケジュール（案）

令和5年度

令和6年度

令和7年度

1年目					2年目									3年目														
11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
					骨子									原案			修正案			最終案			答申案					
					←-----→ ワークショップ×3回																							
					←-----→ 市民アンケート																							
					←-----→ 事業者アンケート																							
岡山市自然環境保全審議会																												
					● 諮問														● 答申									
														● 庁内会議														